

内閣官房長官任命(一名)

内閣人第一一二号

起案

平成30年八月二日

決定	平成30年八月三日
上奏	平成30年八月二日
裁可	平成30年八月二日
施行	平成30年八月二日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

本浩



内閣総務官



麻生 国務大臣

加藤 国務大臣

小野寺 国務大臣

福井 国務大臣

野田 国務大臣

齋藤 国務大臣

小此木 国務大臣

松山 国務大臣

上川 国務大臣

世耕 国務大臣

梶山 国務大臣

茂木 国務大臣

河野 国務大臣

石井 国務大臣

菅 国務大臣

吉野 国務大臣

林 国務大臣

中川 国務大臣

鈴木 国務大臣

高等裁判所長官に任命する

判事 植村 稔

内閣

(九月七日予定)

内閣

最高裁人任第1984号

平成30年8月1日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(横浜地方裁判所判事) 判事 うえむら みのる 稔

(発令希望日 平成30年9月7日)

1丁									裁判所			
年	出生地	現住所	本籍			事	項	旧氏名	出生の年月日	氏名		
号											庁	名
月	日	日	日	日	日							
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五		
四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五		
一〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三		
八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二		
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八		
司法試験第二次試験合格	東京大学法学部卒業	司法修習生を命ずる	司法修習生の修習終了	判事補に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	法務省	司法試験管理委員会		
昭和三十年七月二十日	うえむら	みのる	植村									

2丁		裁 判 所											
年	号	月	日	事	項	庁	名						
昭和六二	四	一	一	通商産業事務官（通商政策局）に併任する	通商産業省	植	村						
昭	六二	四	一	国際経済部国際経済課一次産品対策企画班長を命ずる									
昭	六二	七	一	国際経済部国際経済課ガット室国際法規班長に併任する									
昭	六二	七	一	国際経済部国際経済課一次産品対策企画班長を免ずる									
昭	六二	七	一	国際経済部国際経済課長補佐（第一次産品対策企画班長）を命ずる									
昭	六二	七	一	外務事務官（経済局）に併任する									
昭	六二	七	一	（期間は昭和六十二年十一月三十日までとする） 外務事務官（経済局）に併任する	外務省								
昭	六三	二	七	（期間は昭和六十三年三月六日までとする） 外務事務官（経済局）に併任する									
昭	六三	二	七	（期間は昭和六十三年十一月二十日までとする） 外務事務官（経済局）に併任する									

植
村
稔

3丁			裁 判 所															
	年	号	平	成	元										事	項	庁	名
	九	八	五	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	最高裁判所事務総局経理局主計課長を命ずる		最高裁判所	
	四	六	一一	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	最高裁判所事務総局経理局参事官を命ずる		最高裁判所	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる		最高裁判所	
															最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる		最高裁判所	
															東京地方裁判所判事に補する		内閣	
															判事に任命する		内閣	
															東京簡易裁判所判事に補する		最高裁判所	
															東京地方裁判所判事に補する		最高裁判所	
															大阪簡易裁判所判事に補する		最高裁判所	
															より判事の職務を行わしむる者に指名する			
															判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に			
															大阪地方裁判所判事補に補する		内閣	
															判事補兼簡易裁判所判事に任命する		内閣	
															通商産業事務官（通商政策局）の併任を解除する		通商産業省	

植村 稔

4丁		裁 判 所													
〃	〃		〃		〃			〃			〃	〃	平成一〇	年 号	
〃	〃		〃		〃			〃			〃	〃	四	月	
〃	〃		〃		〃			〃			〃	〃	一	日	
東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	る	司法制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する	補付)の併任を解除する	内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官	司法制度改革推進本部事務局参事官に併任する	補付)に併任する	内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官	する	法務事務官(法務省大臣官房司法法制部付)に併任	検事一級(東京地方検察庁検事)に任命する	最高裁判所事務局総務課長を免ずる	最高裁判所事務局総務課長を命ずる	最高裁判所事務局総務課長を免じ	事 項
最高裁判所	〃	〃		〃		内閣			法務省			〃	最高裁判所	庁	名

植村 稔

5丁					裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名							
平成	一七	一	二八	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる										
二〇	二	四		兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	最高裁判所									
				最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる										
				東京地方裁判所判事に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				部の事務を総括する者の指名を解く										
				最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる										
				兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる										
				国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を命ずる	国立国会図書館									
				法制審議会臨時委員に任命する	法務省									
				法制審議会臨時委員を免ずる										
				法制審議会臨時委員に任命する										
				法制審議会臨時委員を免ずる										

植村稔

6丁					裁 判 所											
		〃	〃	〃 二六					〃	〃	〃			平成二五	年 号	
		〃	〃	七					五	〃	〃			一	月	
		〃	五	四					九	一六	〃			八	日	
兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する 甲府地方裁判所長を命ずる 甲府地方裁判所判事に補する 判事に任命する 裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了					甲府家庭裁判所長を命ずる					兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する 甲府地方裁判所長を命ずる 甲府地方裁判所判事に補する 法制審議会臨時委員を免ずる 国立国会図書館支部最高裁判所図書館長を免ずる 東京高等裁判所判事に補する 最高裁判所図書館長の兼務を免ずる 最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる					事	項
					最高裁判所					法務省					最高裁判所	
内閣															植村稔	

7丁										裁 判 所				
								〃	〃	〃		〃		年
								二九	二八				号	
								一二	一	一		〃	月	
								二二	一	一		二九	日	
							横浜地方裁判所長を命ずる	横浜地方裁判所判事に補する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京高等裁判所判事に補する	甲府家庭裁判所長を命ずる	
							〃	〃	〃		最高裁判所		事 項	
												最高裁判所	庁 名	

植 村 稔